

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 上下水道総務課

不利益処分の内容	詐偽その他不正の行為によって水道料金等の徴収を免れたものへの過料	
根拠法令等及び条項	栃木市水道事業給水条例第38条	
処分基準	根拠条項	栃木市水道事業給水条例第38条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成27年 5月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市水道事業給水条例抜粋</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第38条 詐偽その他不正の行為によって第24条の料金、第25条の私設消火栓の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	